

(目的)

第1条 この細則は、甲南大学学生懲戒規程(以下「学生懲戒規程」という。)に基づき、規程の施行について必要な事項を定める。

(登学の制限)

第2条 学生生活支援センター所長は、学生懲戒規程第8条に定める懲戒の手続きに入り、学生が本学に登学することにより他の学生に混乱をきたすと判断した場合、学部長、学環長又は研究科長(以下「学部長等」という。)と協議の上、当該学生に対し、処分が決定されるまでの間、登学を制限することができる。

(合同教授会、大学院委員会又は専門職委員会の開催)

第3条 学長は、学生生活支援センター所長から学生懲戒規程第8条第2項に定める懲戒処分案が上申された場合、直近に予定されている合同教授会又は大学院委員会(以下「合同教授会等」という。)において、懲戒処分を審議する。

(懲戒処分の効力)

第4条 懲戒処分の効力は、文書による通知日の翌日から発生するものとする。

(懲戒処分の停学期間)

第5条 懲戒処分による停学期間の計算は、暦日計算によるものとし、処分開始日から処分解除日までとする。

2 停学の期間には、夏期休業、冬期休業その他休業の期間(以下「休業期間」という。)を含むものとする。ただし、12週間の停学処分については、休業期間を停学期間から除かなければ、休業期間を停学期間に含んだ処分と比較して不均衡が生じると判断したとき、学生生活支援センター所長は、学部長等と協議の上、休業期間を停学期間から除くものとする。

3 第2条により、登学を制限した日数は、停学処分が決定された場合、停学期間に通算する。

(定期試験の受験)

第6条 停学期間中の定期試験の受験については、次のとおりとする。

(1) 4週間及び8週間の停学処分

定期試験期間中は、停学処分を一時解除し、受験を認めるものとする。ただし、この解除の期間は、停学期間に算入しない。

(2) 12週間の停学及び無期停学処分

停学期間の属する学期の定期試験の受験を認めない。ただし、既に受験した場合は、この限りではない。

また、停学期間が複数の学期にわたる場合は、停学処分解除日の属する学期の定期試験の受験については認めるものとする。

(停学期間中の活動の制限)

第7条 停学期間中は、学生懲戒規程第4条第2号を準用し、正課授業への出席、課外活動への参加その他、学内で開催されるガイダンス、セミナー等への参加も禁止する。

2 停学期間中に卒業論文の提出等卒業(修了)判定に関して登学する必要がある場合、学生生活支援センター所長は、学部長等と協議の上、前項の制限を一時解除することができる。

(履修登録)

第8条 停学期間中の学生であっても、所定の期間内に当該学期の履修登録をすることができる。

(刑事処分の対象となつた場合の対応)

第9条 懲戒の対象となりうる行為に起因して当該学生が起訴された場合には、原則として裁判所の判断が確定した後、その内容を考慮して懲戒処分を決定するものとする。

2 学生生活支援センター所長は、懲戒の対象となりうる行為が重大であつて、当該学生に対して迅速に懲戒処分にかかる手続を進めなければならない特段の事情があると判断したとき、前項の規定にかかわらず懲戒処分にかかる手続を開始し、学長は、処分を決定することができる。

3 甲南大学学生懲戒規程第7条に定める調査は、刑事事件における起訴・不起訴の処分の結果などを考慮しつつ進められるものとする。調査に際して、当該学生の逮捕・勾留中に接見等を禁止されることによつて弁明の機会を与えることができないときは、当該学生の保証人又は弁護士から意見を直接聴取し、慎重に調査を行うものとする。

(制限の解除又は処分の取り消し)

第10条 当該学生に登学の制限又は懲戒の処分を決定した後、処分の対象にあたらぬと判断したとき、学長は、合同教授会等の審議を経て、速やかに制限の解除又は処分の取り消しをするものとする。

(懲戒に関する記録)

第11条 学生生活支援センター所長は、懲戒の対象となつた事件の内容並びに処分内容及び理由を記録し、これを永久に保存しなければならない。

(改廃)

第12条 この施行細則の改廃は、部局長会議の意見を徴した上、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。